

## 第70回全国植樹祭マスコットキャラクター「森ずきんちゃん」着ぐるみ貸出規程

第70回全国植樹祭愛知県実行委員会

平成29年11月1日策定

### (趣旨)

第1条 この規程は、第70回全国植樹祭愛知県実行委員会（以下「実行委員会」という。）が管理する第70回全国植樹祭マスコットキャラクター「森ずきんちゃん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を実行委員会の使用時以外に貸出、使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (使用の申込み)

第2条 着ぐるみを使用するもの（以下「申請者」という。）は、『第70回全国植樹祭マスコットキャラクター「森ずきんちゃん」着ぐるみ使用申込書（別記様式第1号）』を、使用の1ヶ月前までに実行委員会に提出し、その承諾を得なければならない。申込みは使用の2ヶ月前から、先着順（原則）に受付けるものとする。

### (使用承諾の通知)

第3条 実行委員会は、申請者に対し、使用日の3週間前を目途に『第70回全国植樹祭マスコットキャラクター「森ずきんちゃん」着ぐるみ使用承諾（不承諾）通知書（別記様式第2・3号）』により通知を行うものとする。

### (使用承諾基準)

第4条 実行委員会は、第2条の規定による申込みがあった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、着ぐるみの使用を承諾しないものとする。

- (1) 全国植樹祭の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになると認めたとき。
- (2) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないと認めたとき。
- (3) 法令または公序良俗に反する目的、または反する恐れがあると認めたとき。
- (4) 特定の個人、企業、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れがあると認めたとき。
- (5) その他、実行委員会が使用について不相当と認めたとき。

### (使用料)

第5条 使用料は無料とする。

### **(使用上の遵守事項)**

第6条 申請者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 『第70回全国植樹祭マスコットキャラクター「森ずきんちゃん」着ぐるみ使用マニュアル』を遵守し、適切に使用すること。
- (2) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (3) 申込書の記載どおりに使用すること。
- (4) 使用期間を遵守すること。
- (5) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (6) その他、実行委員会が特に付した条件に従って使用すること。

### **(使用の承諾の取消し)**

第7条 申請者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、またはその他この規程に違反したときは、その使用の承諾を取り消すとともに、その申請者への貸与は行わない。この場合、申請者に損害が生じても、実行委員会は一切の責任を負わない。

### **(原状復帰)**

第8条 着ぐるみを破損又は汚損した場合は、申請者の責任と負担により、補修またはクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

### **(管理者の責任)**

第9条 着ぐるみの使用により、申請者が被った被害、または申請者が第三者に与えた損害に対しては、実行委員会は一切の責任を負わない。

### **(補足)**

第10条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、実行委員会が別に定める。

## **附 則**

### **(施行期日)**

- 1 この規程は、平成29年11月1日から適用する。